

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-9  
 新大阪フロントビル 8F  
 TEL (06) 6676-7750 FAX (06) 6676-7754  
 URL <https://yodogawaroukyou.gr.jp>



当協会の Facebook を開設しました！最新の人事労務ニュースを配信しております。



## Monthly Hot News

### 2024年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります

2024年7月号のFAX通信で掲載していましたが、**2024年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。**マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、**協会けんぽ等が発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。**

**(※) 以下記載の内容は協会けんぽの取扱いであり、各健康保険組合により一部異なる取扱いがございますので、ご注意ください。**

#### 【資格確認書の発行につきまして】

2024年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄が新たに設けられますので、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「発行が必要」にチェックを入れてください。**届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行(※)されます。**

**(※) 申出がない場合も、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、申出によらず「資格確認書」が発行されますが、相当な期間を要します。「資格確認書」が必要な場合はできる限り「資格取得届」等の提出時に申出してください。**

#### 【変更後様式につきまして】

#### 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

⑫ 資格確認書発行要否  発行が必要

➤ 健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）にも同様のチェック欄が設けられています。

## 【マイナ保険証Q & A（出所：協会けんぽ岡山支部 発出资料）より抜粋】

### Q16 現行の健康保険証は2024年12月2日以降どうなりますか？

A 現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、2025年12月1日まで使用できます。  
※ 2025年12月1日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、会社で回収し協会けんぽに返納してください。2025年12月2日以降については、健康保険証を協会けんぽに返納する必要はありません。自己破棄も可能です。

### Q10 マイナ保険証を持っていない場合は医療機関等へどのように受診したらよいですか？

A マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。「資格確認書」の発行は以下のとおり行います。

- ◆ 2024年12月2日以降に新規加入する方  
当FAX通信表面の【資格確認書の発行に関しまして】をご参照ください。
- ◆ 現行の健康保険証をお持ちの方  
2025年9月から11月にかけて、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方に「資格確認書」が発行されます。

#### (資格確認書について)

- ◆ 材質・サイズ・形状は、健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- ◆ 有効期間は4～5年です。  
※ 1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- ◆ 「資格確認書」の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」は会社で回収し協会けんぽに返納してください。有効期限が切れた「資格確認書」については自己破棄も可能です。

### 当協会へ社会保険事務委託をいただいている事業所様へ事務連絡票の様式変更のご案内

「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式変更に伴い、当協会の事務連絡票の様式も変更いたします。変更後の事務連絡票様式は、以下記載のURLよりダウンロードが可能ですので、お手元の事務連絡票と差替えのうえご活用ください。

【ダウンロードURL】 <https://yodogawaroukyou.gr.jp/maina/>



The screenshot shows the website for the Yodogawa Labor Management Society. The header includes the logo and name: 社会保険労務士法人 淀川労務協会 (YODOGAWA LABOR MANAGEMENT SOCIETY). The main heading is 「マイナ保険証への移行と労務協会の運用」 (Transition to My Number Insurance Card and Labor Management Society Operations). Below this, it says 「労務協会の運用」 (Labor Management Society Operations). A list of downloadable forms is provided: 「事務連絡票【Excel】」, 「事務連絡票【PDF】」, and 「事務連絡票（データ受領）【Excel】」. A red box highlights the last item, and a red arrow points to it with the text 「こちらからダウンロードください」 (Please download from here).

#### 【変更箇所】

- ・本人欄と被扶養者欄に「資格確認書の発行をする・しない」の欄を追加  
新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、「する」を選択してください。

#### 賞与に対する保険料の計算方法について ～届出は支給の有無に関わらず必要です

- (1) 社会保険料（協会けんぽ・厚生年金保険の場合）の計算方法（本人負担分）  
被保険者それぞれの総支給額の1,000円未満を切り捨てた額に、健康保険（※大阪府の場合）5.17%（介護保険該当者は5.97%）、厚生年金9.15%を乗じた額です。保険料計算対象額の上限は、健康保険573万円（4月1日から翌3月31日の累計）、厚生年金150万円（1月ごと）です。  
組合管掌・基金等にご加入の事業所様に関しましては、料率が異なりますのでご注意ください。
- (2) 雇用保険料の計算方法（本人負担分）  
被保険者それぞれの総支給額に6/1,000（建設の事業は7/1,000）を乗じた額です。
- (3) 被保険者負担分に1円未満の端数がある場合  
50銭以下を切り捨て、50銭1厘以上は切り上げて1円となります。  
（ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、特約に基づき端数処理をしてください）